

島根県報

令和元年6月7日(金)

号外 第 1 3 号

https://www.pref.shimane.lg.jp/

【選管規程】

選挙運動等実施規程の一部を改正する規程

2

選挙管理委員会規程

選挙運動等実施規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和元年6月7日

鳥取県及び島根県参議院合同選挙区選挙管理委員会委員長相見 順

鳥取県及び島根県参議院合同選挙区選挙管理委員会規程第1号

選挙運動等実施規程の一部を改正する規程

選挙運動等実施規程(平成28年鳥取県及び島根県参議院合同選挙区選挙管理委員会規程第1号)の一部を次のように改正する。

第20条の見出し中「申請」を「申請等」に改め、同条第1項中「に記載した掲載文正副2通及び最近撮影した候補者の上半身名刺型程度の写真(裏面に候補者の氏名を記載するものとする。)2枚」を「(合同委員会が提供する同原稿用紙の電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)を含む。以下「原稿用紙」という。)に記載し、又は記録した掲載文」に改め、同条第2項中「前項の」を削り、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

- 2 掲載文の所定の場所には、最近撮影した候補者の上半身名刺型程度の写真を掲載することができる。
- 3 前項の写真は、第1項の申請をする際に、原稿用紙に添付し、又は記録しておかなければならない。 第21条第1項を次のように改める。

掲載文は、無彩色で記載し、又は記録しなければならない。

第21条第2項中「記載しなければならない」を「記載し、又は記録しなければならない」に改め、同条第3項中「前条 第1項」を「前条第2項」に改め、「提出した」及び「所定の場所に」を削る。

第22条中「記載する」を「記載し、又は記録する」に改める。

第23条の見出し中「文字の」を削り、同条第1項中「記載した」を「記載し、又は記録した」に改める。

第24条の見出し中「及び印刷方法」を削り、同条第2項を削る。

第25条第1項中「修正後の掲載文正副2通」を「、原稿用紙に新たに記載し直し、又は記録し直した掲載文」に改める。

別記第9号様式中「別紙」を「別添」に、

「3 写 真 別葉のとおり

を

「3 写 真 別葉のとおり

備考

- 1 掲載文を書面で添付する場合にあっては、正副2通を添付すること。
- 2 3の写真は、掲載文を書面で添付する場合に限り2枚添付することとし、裏面に候補者の氏名を記載すること

に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。